

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
原 中 勝 征

厚生労働省が行う保険医療材料等使用状況調査に対する協力について

今般、標記調査の実施につきまして、厚生労働省保険局長より本会宛てに協力依頼がありました。

本調査は、医療材料の使用状況および実勢価格を把握し、保険医療材料に関する診療報酬上の評価を行う上での基礎資料を得るために実施されるものです。

調査の対象としましては、全国の保険医療機関のうち、（１）在宅患者訪問診療を 1 か月に 20 件以上行っており、かつ、内科又は呼吸器科を標榜している一般診療所、または（２）放射線治療施設を有し、一般病床が 200 床以上の一般病院が対象となります。

また、調査の内容としましては、調査対象期間（平成 23 年 7 月 1 日～7 月 31 日）中に行われた手技（診療行為）に伴って使用した包括医療材料等の使用状況とその購入価格及び現在使用中の医療機器等の使用状況とその購入価格等を調査するものであり、平成 23 年 9 月 30 日までに調査票を提出（E-mail 等による提出も可）いただくものであります。

本会といたしましては、従前どおり本調査に協力することといたしましたので、貴職におかれましても客体医療機関の協力が得られますようご高配方よろしくお願い申し上げます。（前回調査については、平成 21 年 9 月 15 日付日医発第 534 号にてご依頼申し上げております。）

なお、調査対象医療機関には、9 月上旬に添付資料 3 の調査票が送付される予定となっておりますが、東日本大震災に係る対応としまして、8 月 1 日の時点で下記の区域等に所在する保険医療機関に対しては、調査票を送付しない取扱いとなっております。

記

- ① （社）日本損害保険協会が津波や火災によって甚大な被害（流出や消失）のあった街区として認定した全損地域

- ② 郵便事業（株）によって郵便物等の配達困難地域となっている区域
- ③ 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域となった区域
- ④ 同法第20条第3項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている区域
- ⑤ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第3項に規定する特定被災区域

(添付資料)

- 1. 保険医療材料等使用状況調査について  
(平 23. 8. 2 保発 0802 第 10 号 厚生労働省保険局長通知)
- 2. 平成 23 年度保険医療材料等使用状況調査業務要綱
- 3. 調査票一式

**【在宅分】**

- (1) 保険医療材料等使用状況調査へのご協力のお願ひ  
(平成 23 年 9 月 厚生労働省保険局医療課)
- (2) 記入要領
- (3) [調査票 1] 医療材料等購入価格調査票 (在宅分)
- (4) [調査票 2] 医療機器等購入価格調査票 (在宅分)

**【在宅以外分】**

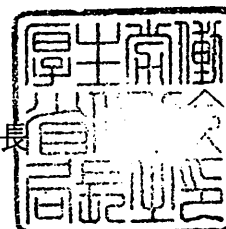
- (1) 保険医療材料等使用状況調査へのご協力のお願ひ  
(平成 23 年 9 月 厚生労働省保険局医療課)
- (2) 記入要領
- (3) [調査票 3] 医療材料等購入価格調査票 (在宅以外分)
- (4) [調査票 4] 医療機器等購入価格調査票 (在宅以外分)

保発 0802 第 10 号

平成 23 年 8 月 2 日

社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省保険局長



保険医療材料等使用状況調査について

標記について、別添により実施することといたしましたので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、都道府県の各医師会に対しましても、当該調査が円滑に実施されますよう御配慮をお願い申し上げます。

## 平成 23 年度保険医療材料等使用状況調査業務要綱

### 1 調査の目的

医療材料の使用状況及び実勢価格を把握し、診療報酬改定の基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査の対象

#### 調査票 1 及び調査票 2

全国の医療機関のうち、在宅患者訪問診療を 1 ヶ月に 20 件以上行っており、かつ、内科又は呼吸器科を標榜している一般診療所

#### 調査票 3 及び調査票 4

全国の医療機関のうち、放射線治療施設を有し、一般病床が 200 床以上の一般病院

### 3 調査票の提出期日

(1) 調査対象期間 平成 23 年 7 月 1 日～31 日までの 1 ヶ月間

(2) 提出期日 平成 23 年 9 月下旬までに委託先に提出する。

### 4 調査の内容

#### 調査票 1 医療材料等購入価格調査票（在宅分）

在宅医療に関わる医療材料毎に種類、単価、個数を調査

#### 調査票 2 医療機器等購入価格調査票（在宅分）

在宅医療に関わる医療機器毎に種類、単価、個数等を調査

#### 調査票 3 医療材料等購入価格調査票（在宅以外分）

医療材料毎に種類、単価、個数等を調査

#### 調査票 4 医療機器等購入価格調査票（在宅以外分）

医療機器毎に種類、単価、個数等を調査

### 5 調査の方法

調査票を調査客体である医療機関に送付し、当該保険医療機関の管理者による自計後、紙媒体又は E-mail 等により委託先に返送する。

### 6 調査の系統

厚生労働省保険局医療課－委託先－保険医療機関

### 7 集計・分析

調査票をもとに集計・分析を行う。

### 8 結果の公表

調査結果は、行政資料として使用し、公表しない。